

岡山地裁総第 642 号

平成 31 年 4 月 16 日

山 中 理 司 様

岡山地方裁判所長 生 野 考 司



司法行政文書の開示についての通知書

3 月 28 日付け（4 月 1 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記 1 の内容を下記 2 の方法で情報提供することとしましたので通知します。

記

1 提供する司法行政文書の情報

- (1) 平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）の別紙 1（片面で 1 枚）
- (2) 平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）の別紙 2（片面で 1 枚）
- (3) 平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）の別紙 3（片面で 1 枚）
- (4) 平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）の別紙 4（片面で 1 枚）
- (5) 平成 31 年度裁判官の配置、裁判事務の分配、代理順序及び開廷日割（平成 31 年 4 月 1 日現在）の別紙 5（片面で 1 枚）

2 提供の実施方法

写しの送付

（担当）事務局総務課文書係 電話 086（222）6771（内線 3220）

## 別紙1

## 地方裁判所裁判官の配置

庁名	部	単独係	裁 判 官	
本庁	第1民事部	1 A係	判 事 (総括)	野 上 あ や
		1 B係	判 事	安 部 朋 美
		1 C係	判 事	佐 野 文 規
			判 事 補	後 藤 沙 彩
	第2民事部	2 A係	判 事 (総括)	田 中 俊 行
		2 B係	判 事	佐 々 木 愛 彦
		2 C係	判 事	國 屋 昭 子
			判 事 補	摸 利 純 史
	第3民事部		判 事 (総括)	奥 野 寿 則
			判 事	松 本 明 子
			判 事 補 (特例)	日 野 正 実
			判 事 補	摸 利 純 史 (兼)
			判 事 補	後 藤 沙 彩 (兼)
倉敷支那裁判所	第1刑事部	1係	判 事 (総括)	倉 成 章
		2係	判 事	高 橋 里 奈
			判 事 補	辻 本 千 明
	第2刑事部	3係	判 事 (総括)	御 山 真理子
		4係	判 事	内 山 裕 史
		5係	判 事	岡 本 康 博
			判 事 補	古 川 翔
	単独係		判 事 (所長)	生 野 考 司
			判 事 補 (特例)	河 原 崇 人
			判 事 補	青 木 勇 人
	倉 敷 支 部	第1係	判 事	長 島 銀 哉
		第2係	判 事	磯 邊 裕 子
		第3係	判 事 (支部長)	森 實 有 紀
		第4係	判 事	山 本 陽 一
		第5係	判 事	川原田 貴 弘
新 見 支 部			判 事 補 (特例)	栗 阪 美 穂 (てん補)
	津 山 支 部	第1係	判 事 (支部長)	児 玉 稔 治
		第2係	判 事 補 (特例)	栗 阪 美 穂 (てん補)

## 別紙2

## 簡易裁判所裁判官の配置 (ただし、臨時の職務代行は除く。)

庁名	係名	裁 判 官	
岡山簡裁	第1係	簡易裁判所判事	高田晃由
	第2係	簡易裁判所判事	池田誠
	第3係	簡易裁判所判事	紺田壽志
	第5係	簡易裁判所判事 (司)	小林正明
	第7係	簡易裁判所判事	野藤直文 (職務代行)
	第8係	簡易裁判所判事	浅野総一 (職務代行)
	第9係	簡易裁判所判事	田原夏樹 (職務代行)
	第10係	簡易裁判所判事	藤本憲司
		簡易裁判所判事	萩原高徳 (職務代行)
		簡易裁判所判事	森實有紀 (職務代行)
		簡易裁判所判事	磯邊裕子 (職務代行)
		簡易裁判所判事	山本陽一 (職務代行)
		簡易裁判所判事	長島銀哉 (職務代行)
		簡易裁判所判事	川原田貴弘 (職務代行)
		簡易裁判所判事	森山政明 (職務代行)
		簡易裁判所判事	谷政葉子 (職務代行)
玉野簡裁		簡易裁判所判事	野藤直文
児島簡裁		簡易裁判所判事	萩原高徳
玉島簡裁		簡易裁判所判事	萩原高徳 (兼)
倉敷簡裁		簡易裁判所判事 (司)	森實有紀
	第1係	簡易裁判所判事	森山政明
	第2係	簡易裁判所判事	谷政葉子
		簡易裁判所判事	浅野総一 (兼)
笠岡簡裁	第1係	簡易裁判所判事	浅野総一
	第2係	簡易裁判所判事	谷政葉子 (職務代行)
高梁簡裁		簡易裁判所判事	田原夏樹 (兼)
新見簡裁		簡易裁判所判事	田原夏樹
津山簡裁		簡易裁判所判事 (司)	児玉禎治
	第1係	簡易裁判所判事	藤田満弘
	第2係	簡易裁判所判事	山部憲昭 (兼)
勝山簡裁		簡易裁判所判事	山部憲昭

## 別紙3

## 本庁民事部

部		第1民事部	第2民事部	第3民事部
事件種別		開廷日	月・火・水・木	月・火・水・金
合 議 事 件	執行抗告及び保全抗告事件			全 部
	控訴事件	5分の1	5分の1	5分の3
	抗告事件（執行抗告及び保全抗告を除く。）、その他の法定合議事件、第12条記載の裁定合議事件、他の裁判所から移送された合議事件	各 2分の1	各 2分の1	
单 独 事 件	通常訴訟事件、手形及び小切手訴訟事件、民訴法6条の2所定の事件、簡易確定決定に対する異議に係る事件（注1）、仲裁判断取消申立事件、これらに関する共助事件	各 2分の1	各 2分の1	
（第 3 民 事 部 の 医 事 関 係 事 件 及 び 労 働 審 判 に 對 する 異 議 申 立 事 件 を 除 く。）	共通義務確認の訴えに係る事件、人身保護事件、訴えの提起前における証拠収集処分、訴えの提起前（民訴法235条1項但書に基づく訴え提起後最初の期日指定前までを含む。）における証拠保全、これらに関する共助事件	各 2分の1	各 2分の1	
	医事関係事件（注2）（注3）	各 3分の1	各 3分の1	各 3分の1
	労働審判に対する異議申立事件（注3）			全 部
	上記事件以外の民事訴訟関係事件	各 2分の1	各 2分の1	
	調停事件、非訟事件、労働審判事件、民事執行事件、民事保全事件（仮登記仮処分を含む。）、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に定める保護命令事件、破産事件、再生事件、会社更生事件、特別清算事件、船舶所有者等責任制限事件、油濁損害賠償責任制限事件、簡易確定事件、仲裁判断取消申立てを除く仲裁関係事件、これらに関する共助事件			全 部
	他の部に分配されない申立て又は申請事件			全 部

（注1）簡易確定決定に対する異議に係る事件は、本庁において処理し、支部には回付しない。

（注2）医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）

（注3）第3民事部に配てんされた事件は、合議事件として処理する。

別紙4

本庁刑事部

部	第1刑事部	第2刑事部
事件種別 開廷日	月・火・水・木・金	月・火・水・木・金
公判請求（法定合議） 合議相当を理由とする回付事件	2分の1	2分の1
公判請求（単独） (即決裁判手続請求を含む。)	10分の3	10分の7
組織的犯罪処罰法52条2項による取消し・変更請求、麻薬特例法19条4項、20条3項による取消し・変更請求、通信傍受法26条1項による取消し・変更請求、刑訴法429条の準抗告、医療觀察法72条1項の不服申立て、73条1項の異議	各 2分の1 (注1)	各 2分の1 (注1)
通信傍受法による傍受の原記録の保管事務		全 部
組織的犯罪処罰法関連事件、麻薬特例法関連事件	各 5分の2	各 5分の3
刑訴法262条の審判請求、組織的犯罪処罰法62条1項の審査請求、麻薬特例法23条による審査請求、通信傍受法による裁判事務、同法26条2項による取消し・変更請求、証人尋問請求（注2）、証拠保全、刑訴法430条の準抗告、刑訴法187条の2の請求、執行猶予取消し、共助、更生保護法52条5項の意見、その他一切の刑事事件	各 2分の1	各 2分の1

(注1) ただし、当該公判請求事件の係属する部には分配しない。

(注2) 国際捜査共助等に関する法律第10条による請求を含む。

略語表 組織的犯罪処罰法関連事件とは「同法第4、6章の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立て事件」をいう。

麻薬特例法関連事件とは「同法第5、6章の保全請求事件及びこれらの処分に付隨する処分を求める申立て事件」をいう。

通信傍受法による裁判事務とは「同法第4条による令状発付を求める申立て事件、同法第7条による傍受ができる期間の延長を求める申立て事件、同法第26条第1項及び第2項による取消し・変更請求事件及び同法による傍受の原記録の保管事務」を除く同法に規定する一切の裁判事務をいう。

別紙5

### 支部（民事·刑事）